

第23回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和2年度1月第23回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時32分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条による、農地利用最適化推進委員の出席であります。緊急事態宣言下の観点から、農地利用最適化推進委員の出席を自粛していただいておりますので農業委員のみの出席です。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号6番「田端龍一」委員、7番「田中和夫」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農業振興地域整備計画の変更について」、を上程いたします。今月は2件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号農業振興整備計画の変更について「小川町長から、小川町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に伴う意見を求められたので、意見の決定を諮る」とのことです。

「農地関連法制度により指定されている「農業振興地域内農用地区域」においては、農地転用が制限されているため、農地転用をする場合には、まずは農用地区域からの除外の手続きが必要となります。

農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第2項の規定により、市町村は、農業振興地域整備計画の変更しようとするとき（除外をするとき）は、農業委員会の意見を聴くものとするがあります。

この度、町より、2件の除外案件について、当委員会に意見が求められていますので、ご審議のほど、よろしくおねがいします。

それでは申請番号1番について、議案書の朗読をもって説明いたします。

（申請番号1番について説明）

除外後の農地区分については、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に調査区は、小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番田端委員

6番田端が報告します。1月23日、農業委員4名、推進委員2名、計6名で現地調査をいたしました。現地はよく耕耘されておりました。受人は夫婦で農家で、現在は少し離れたところに家を借りて住んでいます。農機具もシートがかかって圃場に野ざらしになっている状況です。水利組合の同意書もついており、問題ないかと思えます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

第23回定期総会議事録

- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
- それでは、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは申請番号2番について、議案書の朗読をもって説明いたします。  
(申請番号2番について説明)  
除外後の農地区分については、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。  
最後に調査区は、竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。  
よろしく願いいたします。
- 議長 それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 3番原川が報告します。1月23日、農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。現地は草刈管理されている農地で、近隣には支障になることはないかと思えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 2番根岸委員 はい。
- 議長 はい。根岸委員。
- 2番根岸委員 2番根岸です。受人の家族構成がわかったら教えてください。
- 議長 事務局いかがですか。
- 事務局 はい。受人の家族は申請理由にもありましたがご夫婦とお子様の3人です。
- 2番根岸委員 ありがとうございました。
- 議長 ほかにありますか。
- 13番内野委員 はい。
- 議長 はい。内野委員。

第23回定期総会議事録

- 13番内野委員 13番内野です。農地転用は必要最低限ですので、面積をできるだけ小さくする指導は事務局はしているのでしょうか。
- 議長 事務局いかがですか。
- 事務局 はい。開発の関係で原則300㎡以上で計画するように指導があります。農地法では一般住宅は500㎡以内に抑えるように指導をしています。申請人はその中で必要最低限の面積を申請してきています。以上です。
- 13番内野委員 ありがとうございます。
- 議長 ほかにありますか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございます。
- つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これもちまして令和2年度1月第23回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時2分です。